

平成19年10月期 第1四半期財務・業績の概況（個別）

平成19年3月14日

上場会社名 スリープログループ株式会社
(URL <http://www.threepro.co.jp/>)

(コード番号：2375 東証マザーズ)

問合せ先 代表取締役社長 高野 研
財務経理部長 濱村 誠

T E L : (03)6832 - 3260

1. 四半期財務情報の作成等に係る事項

四半期財務諸表の作成基準 : 中間財務諸表作成基準

最近事業年度からの会計処理の方法の変更の有無 : 無

会計監査人の関与 : 有

四半期財務諸表については、東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い」の別添に定められている「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく意見表明のための手続きを受けております。

2. 平成19年10月期第1四半期財務・業績の概況（平成18年11月1日～平成19年1月31日）

(1) 経営成績の進捗状況

	売上高		営業利益		経常利益		四半期(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年10月期第1四半期	144	83.3	32	-	28	-	28	-
18年10月期第1四半期	865	24.2	19	-	22	-	42	-
(参考)18年10月期	2,099	32.4	16	-	29	-	204	-

	1株当たり四半期(当期)純利益		潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	
	円	銭	円	銭
19年10月期第1四半期	1,511	88	1,508	94
18年10月期第1四半期	26	28	-	-
(参考)18年10月期	12,095	82	-	-

(注)売上高、営業利益等におけるパーセント表示は、対前年同四半期増減率を示す。

(2) 財政状態の変動状況

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産額	
	百万円		百万円		%		円	銭
19年10月期第1四半期	2,783	1,405	50.5	74,254	90			
18年10月期第1四半期	2,310	1,174	50.8	725	67			
(参考)18年10月期	2,706	1,330	49.2	71,312	45			

3. 平成19年10月期の業績予想（平成18年11月1日～平成19年10月31日）

	売上高		経常利益		当期純利益	
	百万円		百万円		百万円	
中間期	290	35	30			
通期	641	60	15			

(参考)1株当たり予想当期純利益(通期) 792円 10銭

【見通しに関する留意事項】

業務予想につきましては、発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、予想につきましては様々な不確定要素が内在しておりますので、実際の業績はこれらの予想数値と異なる場合があります。

4. 配当状況

・現金配当

	1株当たり配当金(円)					
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	年間
平成18年10月期				1,000		1,000
平成19年1月期(実績)						1,000
平成19年10月期(予想)				1,000		

(注)配当支払開始日 未定

5. 第1四半期財務諸表等

(1) 財務諸表

第1四半期貸借対照表

区分	注記 番号	前第1四半期会計期間末 平成18年1月31日 現在		当第1四半期会計期間末 平成19年1月31日 現在		前事業年度末の 要約貸借対照表 平成18年10月31日 現在	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		318,747		95,750		180,494	
2. 売掛金		481,944		-		-	
3. たな卸資産		250		-		-	
4. 未収入金		38,050		211,153		188,633	
5. その他		86,433		94,702		63,254	
6. 貸倒引当金		4,962		689		800	
流動資産合計		920,463	39.8	400,917	14.4	431,581	16.0
固定資産							
1. 有形固定資産	1	7,767		8,154		4,873	
2. 無形固定資産		29,899		3,143		2,870	
3. 投資その他の資産							
(1)投資有価証券		83,467		61,521		55,727	
(2)関係会社株式		1,167,943		2,169,230		2,103,400	
(3)その他		106,411		145,971		112,965	
(4)貸倒引当金		5,279		5,289		5,300	
投資その他の資産合計		1,352,543		2,371,433		2,266,792	
固定資産合計		1,390,209	60.2	2,382,732	85.6	2,274,537	84.0
資産合計		2,310,673	100.0	2,783,649	100.0	2,706,118	100.0

区分	注記 番号	前第1四半期会計期間末 平成18年1月31日 現在		当第1四半期会計期間末 平成19年1月31日 現在		前事業年度末の 要約貸借対照表 平成18年10月31日 現在	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		16,579		-		-	
2. 短期借入金	4	100,000		740,000		685,000	
3. 1年内返済予定長期借入金		246,656		243,911		279,988	
4. 未払金		291,195		105,797		102,898	
5. 賞与引当金		-		6,218		-	
6. その他	2	78,636		34,086		25,759	
流動負債合計		733,067	31.7	1,130,013	40.6	1,093,645	40.4
固定負債							
1. 長期借入金		400,579		248,335		282,255	
2. その他		2,902		-		-	
固定負債合計		403,481	17.5	248,335	8.9	282,255	10.4
負債合計		1,136,549	49.2	1,378,348	49.5	1,375,900	50.8
(資本の部)							
資本金		832,119	36.0	-	-	-	-
資本剰余金							
1. 資本準備金		336,854		-		-	
資本剰余金合計		336,854	14.6	-	-	-	-
利益剰余金							
1. 利益準備金		2,032		-		-	
2. 第1四半期(当期) 未処分利益		40,175		-		-	
利益剰余金合計		42,207	1.8	-	-	-	-
その他有価証券評価差額金		5,611	0.2	-	-	-	-
自己株式		42,669	1.8	-	-	-	-
資本合計		1,174,123	50.8	-	-	-	-
負債資本合計		2,310,673	100.0	-	-	-	-

区分	注記 番号	前第1四半期会計期間末 平成18年1月31日 現在		当第1四半期会計期間末 平成19年1月31日 現在		前事業年度末の 要約貸借対照表 平成18年10月31日 現在	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	998,409	35.9	998,409	36.9
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-	-	281,331		508,982	
(2) その他資本剰余金		-	-	231,346		-	
資本剰余金合計		-	-	512,677	18.4	508,982	18.8
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		-	-	2,032		2,032	
(2) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		-	-	93,197		121,827	
利益剰余金合計		-	-	91,165	3.3	119,795	4.4
4. 自己株式		-	-	214	0.0	42,865	1.6
株主資本合計		-	-	1,419,707	51.0	1,344,730	49.7
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		-	-	14,406		14,512	
評価・換算差額等合計		-	-	14,406	0.5	14,512	0.5
純資産合計		-	-	1,405,301	50.5	1,330,218	49.2
負債・純資産合計		-	-	2,783,649	100.0	2,706,118	100.0

第1四半期損益計算書

区分	注記 番号	前第1四半期会計期間 自平成17年11月1日 至平成18年1月31日		当第1四半期会計期間 自平成18年11月1日 至平成19年1月31日		前事業年度の 要約損益計算書 自平成17年11月1日 至平成18年10月31日	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		865,800	100.0	144,668	100.0	2,099,718	100.0
売上原価	1	633,467	73.2	-	-	1,357,740	64.7
売上総利益		232,332	26.8	144,668	100.0	741,978	35.3
販売費及び一般管理費	1	252,130	29.1	111,946	77.4	758,770	36.1
営業利益又は営業損失()		19,798	2.3	32,721	22.6	16,791	0.8
営業外収益	2	758	0.1	760	0.5	22,739	1.1
営業外費用	3	3,082	0.4	5,441	3.7	35,752	1.7
経常利益又は経常損失()		22,121	2.6	28,040	19.4	29,804	1.4
特別利益	4	364	0.0	827	0.6	2,200	0.1
特別損失	5	5,927	0.7	-	-	157,942	7.5
税引前第1四半期(当期) 純利益又は税引前第1四半 期(当期)純損失()		27,684	3.2	28,867	20.0	185,546	8.8
法人税、住民税及び事業税		2,173		237		4,426	
法人税等調整額		12,675	1.7	-	0.2	14,565	0.9
第1四半期(当期)純利益又は 第1四半期(当期)純損失 ()		42,533	4.9	28,630	19.8	204,537	9.7
前期繰越利益		82,709		-		-	
第1四半期(当期)未処分利 益		40,175		-		-	

第1四半期株主資本等変動計算書

当第1四半期会計期間(自 平成18年11月1日 至 平成19年1月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成18年10月31日 残高 (千円)	998,409	508,982	-	508,982	2,032	121,827	119,795
当第1四半期会計期間中の変動額							
株式交換に伴う新株発行	-	22,348	-	22,348	-	-	-
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	250,000	250,000	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	18,653	18,653	-	-	-
第1四半期利益	-	-	-	-	-	28,630	28,630
株式交換に伴う自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当第1四半期会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当第1四半期会計期間中の変動額合計(千円)	-	227,651	231,346	3,695	-	28,630	28,630
平成19年1月31日 残高 (千円)	998,409	281,331	231,346	512,677	2,032	93,197	91,165

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年10月31日 残高 (千円)	42,865	1,344,730	14,512	14,512	1,330,218
当第1四半期会計期間中の変動額					
株式交換に伴う新株発行	-	22,348	-	-	22,348
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	18,653	-	-	18,653
第1四半期利益	-	28,630	-	-	28,630
株式交換に伴う自己株式の処分	42,651	42,651	-	-	42,651
株主資本以外の項目の当第1四半期会計期間中の変動額(純額)	-	-	106	106	106
当第1四半期会計期間中の変動額合計(千円)	42,651	74,977	106	106	75,083
平成19年1月31日 残高 (千円)	214	1,419,707	14,406	14,406	1,405,301

(注) 1. 剰余金の配当は、平成19年1月の定時株主総会におけるその他資本剰余金の配当であります。

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第1四半期財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p style="text-align: center;">期 別</p> <p>項 目</p>	<p>前第1四半期会計期間</p> <p>自 平成17年11月1日</p> <p>至 平成18年1月31日</p>	<p>当第1四半期会計期間</p> <p>自 平成18年11月1日</p> <p>至 平成19年1月31日</p>	<p>前事業年度</p> <p>自 平成17年11月1日</p> <p>至 平成18年10月31日</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>第1四半期決算日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ</p> <p>時価法</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>貯蔵品</p> <p>最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式</p> <p>同 左</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>第1四半期決算日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの</p> <p>同 左</p> <p>(2) デリバティブ</p> <p>同 左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式</p> <p>同 左</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>決算期末の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの</p> <p>同 左</p> <p>(2) デリバティブ</p> <p>同 左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>同 左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建 物</p> <p style="padding-left: 40px;">15年</p> <p>工具器具備品</p> <p style="padding-left: 40px;">4年から15年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>同 左</p> <p>建 物</p> <p style="padding-left: 40px;">3年から15年</p> <p>工具器具備品</p> <p style="padding-left: 40px;">4年から15年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建 物</p> <p style="padding-left: 40px;">3年から15年</p> <p>工具器具備品</p> <p style="padding-left: 40px;">4年から15年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同 左</p>
<p>3. 繰延資産の処理方法</p>	<p>新株発行費</p> <p>支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>株式交付費</p> <p>同 左</p>	<p>株式交付費</p> <p>同 左</p>

期 別 項 目	前第1四半期会計期間 自 平成17年11月1日 至 平成18年1月31日	当第1四半期会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年1月31日	前事業年度 自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち、当第1四半期会計期間の負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち、当会計期間の負担額を計上しております。 (追加情報) 当事業年度において、業績連動型賞与制度を導入し、従業員対象に支給することといたしました。よって、将来の賞与支給総額を未払金(17,378千円)に計上しております。</p>
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
6. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金の利息</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っています。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	同 左	同 左
7. その他四半期財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同 左	(1) 消費税等の処理方法 同 左

会計処理方法の変更

<p>前第1四半期会計期間 自 平成17年11月1日 至 平成18年1月31日</p>	<p>当第1四半期会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年1月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当第1四半期連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年19月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は1,330,218千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(第1四半期貸借対照表関係)

前第1四半期会計期間末 (平成18年1月31日現在)	当第1四半期会計期間末 (平成19年1月31日現在)	前事業年度 (平成18年10月31日現在)												
1 有形固定資産減価償却累計額 15,544千円	1 有形固定資産減価償却累計額 1,239千円	1 有形固定資産減価償却累計額 923千円												
2 流動負債の「その他」には、仕入等に係る仮払消費税と売上等に係る仮受消費税とを相殺後の未払消費税等が含まれております。	2 同 左	2												
3 偶発債務 銀行借入れに対する保証債務 <table border="0"> <tr> <td>(株)コアグループ</td> <td>41,690千円</td> </tr> <tr> <td>(株)JPSS</td> <td>33,400千円</td> </tr> </table>	(株)コアグループ	41,690千円	(株)JPSS	33,400千円	3 偶発債務 銀行借入れに対する保証債務 <table border="0"> <tr> <td>スリープロマーケティング㈱</td> <td>8,370千円</td> </tr> <tr> <td>(株)JPSS</td> <td>16,800千円</td> </tr> </table>	スリープロマーケティング㈱	8,370千円	(株)JPSS	16,800千円	3 偶発債務 銀行借入れに対する保証債務 <table border="0"> <tr> <td>スリープロマーケティング㈱</td> <td>16,700千円</td> </tr> <tr> <td>(株)JPSS</td> <td>20,950千円</td> </tr> </table>	スリープロマーケティング㈱	16,700千円	(株)JPSS	20,950千円
(株)コアグループ	41,690千円													
(株)JPSS	33,400千円													
スリープロマーケティング㈱	8,370千円													
(株)JPSS	16,800千円													
スリープロマーケティング㈱	16,700千円													
(株)JPSS	20,950千円													
計 75,090千円	計 25,170千円	計 37,650千円												
4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当第1四半期会計年度末における当座貸越契約に係る借入金実行残高は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>450,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>100,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	450,000千円	借入実行残高	100,000千円	4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当第1四半期会計年度末における当座貸越契約に係る借入金実行残高は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>1,150,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>300,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	1,150,000千円	借入実行残高	300,000千円	4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当会計年度末における当座貸越契約に係る借入金実行残高は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>1,150,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>335,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	1,150,000千円	借入実行残高	335,000千円
当座貸越極度額	450,000千円													
借入実行残高	100,000千円													
当座貸越極度額	1,150,000千円													
借入実行残高	300,000千円													
当座貸越極度額	1,150,000千円													
借入実行残高	335,000千円													
差引額 350,000千円	差引額 850,000千円	差引額 815,000千円												

(第1四半期損益計算書関係)

前第1四半期会計期間 自 平成17年11月1日 至 平成18年1月31日	当第1四半期会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年1月31日	前事業年度 自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日
1 減価償却実施額 千円 有形固定資産 1,732 無形固定資産 3,010 計 4,743	1 減価償却実施額 千円 有形固定資産 315 無形固定資産 349 計 664	1 減価償却実施額 千円 有形固定資産 2,783 無形固定資産 7,346 計 10,129
2 営業外収益の主な内訳 千円 受取利息 256 受取配当金 290	2 営業外収益の主な内訳 千円 受取利息 339 受取配当金 269	2 営業外収益の主な内訳 千円 受取利息 1,243 受取配当金 4,805 投資有価証券売却益 14,108
3 営業外費用の主な内訳 千円 支払利息 2,996	3 営業外費用の主な内訳 千円 支払利息 5,441	3 営業外費用の主な内訳 千円 支払利息 16,698 投資有価証券売却損 13,744
4 特別利益の主な内訳 千円 償却債権取立益 364	4 特別利益の主な内訳 千円 貸倒引当金戻入益 827	4 特別利益の主な内訳 千円 償却債権取立益 2,200
5 特別損失の主な内訳 千円 貸倒引当金繰入額 4,223 リース解約損 754 原状回復費用 950	5	5 特別損失の主な内訳 千円 関係会社株式評価損 150,884

(第1四半期株主資本等変動計算書関係)

当第1四半期会計期間(自 平成18年11月1日 至 平成19年1月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式(注)	254.27株	-	253.00株	1.27株
合計	254.27株	-	253.00株	1.27株

(注)1. 普通株式の自己株式の減少253.00株は、平成18年12月6日付で行った加賀ハイテック株式会社との株式交換によるものであります。

前事業年度(自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式(注)	25,300.00株	1.27株	25,047.00株	254.27株
合計	25,300.00株	1.27株	25,047.00株	254.27株

(注)1. 自己株式の数の増加の内訳は、以下のとおりであります。現在の株式併合後の株数にしてあります。

- ・平成18年4月29日付株式併合前に単元未満株式40.00株を買い取りました。
- ・平成18年4月29日付株式併合後に端株0.87株を買い取りました。

2. 自己株式の数の減少は、平成18年4月29日付で行った株式併合による減少分であります。

(リース取引関係)

<p>前第1四半期会計期間 自 平成17年11月1日 至 平成18年1月31日</p>	<p>当第1四半期会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年1月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日</p>																																																																														
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び第1四半期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="199 537 598 806"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>第1四半期末残高相当額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>12,248</td> <td>6,379</td> <td>5,869</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>43,553</td> <td>24,830</td> <td>18,722</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>55,802</td> <td>31,210</td> <td>24,592</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料第1四半期末残高相当額</p> <table data-bbox="199 952 598 1019"> <tr> <td>1年内</td> <td>9,712千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16,008千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,721千円</td> </tr> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	第1四半期末残高相当額		千円	千円	千円	建物	12,248	6,379	5,869	工具器具備品	43,553	24,830	18,722	合計	55,802	31,210	24,592	1年内	9,712千円	1年超	16,008千円	合計	25,721千円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び第1四半期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="617 537 1016 806"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>第1四半期末残高相当額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>12,248</td> <td>9,441</td> <td>2,806</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>14,877</td> <td>4,825</td> <td>10,051</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27,126</td> <td>14,267</td> <td>12,858</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料第1四半期末残高相当額</p> <table data-bbox="617 952 1016 1019"> <tr> <td>1年内</td> <td>5,986千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>7,334千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,320千円</td> </tr> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	第1四半期末残高相当額		千円	千円	千円	建物	12,248	9,441	2,806	工具器具備品	14,877	4,825	10,051	合計	27,126	14,267	12,858	1年内	5,986千円	1年超	7,334千円	合計	13,320千円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1035 537 1434 806"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>12,248</td> <td>8,676</td> <td>3,572</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>21,202</td> <td>7,666</td> <td>13,536</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33,451</td> <td>16,342</td> <td>17,109</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table data-bbox="1035 952 1434 1019"> <tr> <td>1年内</td> <td>7,508千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,348千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17,856千円</td> </tr> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額		千円	千円	千円	建物	12,248	8,676	3,572	工具器具備品	21,202	7,666	13,536	合計	33,451	16,342	17,109	1年内	7,508千円	1年超	10,348千円	合計	17,856千円
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	第1四半期末残高相当額																																																																													
	千円	千円	千円																																																																													
建物	12,248	6,379	5,869																																																																													
工具器具備品	43,553	24,830	18,722																																																																													
合計	55,802	31,210	24,592																																																																													
1年内	9,712千円																																																																															
1年超	16,008千円																																																																															
合計	25,721千円																																																																															
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	第1四半期末残高相当額																																																																													
	千円	千円	千円																																																																													
建物	12,248	9,441	2,806																																																																													
工具器具備品	14,877	4,825	10,051																																																																													
合計	27,126	14,267	12,858																																																																													
1年内	5,986千円																																																																															
1年超	7,334千円																																																																															
合計	13,320千円																																																																															
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																																													
	千円	千円	千円																																																																													
建物	12,248	8,676	3,572																																																																													
工具器具備品	21,202	7,666	13,536																																																																													
合計	33,451	16,342	17,109																																																																													
1年内	7,508千円																																																																															
1年超	10,348千円																																																																															
合計	17,856千円																																																																															
<p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table data-bbox="199 1176 598 1288"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3,275千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3,027千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>247千円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	3,275千円	減価償却費相当額	3,027千円	支払利息相当額	247千円	<p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table data-bbox="617 1176 1016 1288"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,654千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,509千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>128千円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 同 左</p>	支払リース料	1,654千円	減価償却費相当額	1,509千円	支払利息相当額	128千円	<p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table data-bbox="1035 1176 1434 1288"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>8,903千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>8,133千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>818千円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 同 左</p>	支払リース料	8,903千円	減価償却費相当額	8,133千円	支払利息相当額	818千円																																																												
支払リース料	3,275千円																																																																															
減価償却費相当額	3,027千円																																																																															
支払利息相当額	247千円																																																																															
支払リース料	1,654千円																																																																															
減価償却費相当額	1,509千円																																																																															
支払利息相当額	128千円																																																																															
支払リース料	8,903千円																																																																															
減価償却費相当額	8,133千円																																																																															
支払利息相当額	818千円																																																																															

(有価証券関係)

前第 1 四半期会計期間末 (平成 18 年 1 月 31 日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前第 1 四半期会計期間末に係る子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当第 1 四半期会計期間末 (平成 19 年 1 月 31 日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当第 1 四半期会計期間末に係る子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末 (平成 18 年 10 月 31 日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度末に係る子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1 株当たり情報)

前第 1 四半期会計期間 自 平成 17 年 11 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日		当第 1 四半期会計期間 自 平成 18 年 11 月 1 日 至 平成 19 年 1 月 31 日		前事業年度 自 平成 17 年 11 月 1 日 至 平成 18 年 10 月 31 日	
1 株当たり純資産額	725 円 67 銭	1 株当たり純資産額	74,254 円 90 銭	1 株当たり純資産額	71,312 円 45 銭
1 株当たり第 1 四半期 純損失金額	26 円 28 銭	1 株当たり第 1 四半期 純利益金額	1,511 円 88 銭	1 株当たり当期 純損失金額	12,095 円 82 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり第 1 四半期純利益金額については、1 株当たり第 1 四半期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり第 1 四半期 純利益金額		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	
		1,508 円 94 銭		当社は、平成 18 年 4 月 29 日付で普通株式 100 株を 1 株に株式併合を行っています。	
				なお、当該株式併合が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における 1 株当たり情報については、以下のとおりとなります。	
				1 株当たり純資産額 1,450 円 74 銭	
				1 株当たり当期純損失金額 119 円 08 銭	
				なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注)1株当たり第1四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり第1四半期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期会計期間 自 平成17年11月1日 至 平成18年1月31日	当第1四半期会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年1月31日	前事業年度 自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日
1株当たり第1四半期(当期)純利益金額			
第1四半期(当期)純利益又は純損失 () (千円)	42,533	28,630	204,537
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る第1四半期(当期) 純利益(千円)	42,533	28,630	204,537
期中平均株式数(株)	1,643,285.00	18,937.03	16,909.77
潜在株式調整後1株当たり第1四半期 (当期)純利益金額			
四半期(当期)純利益調整額(千円)	-	-	-
普通株式増加数(株)	-	36.83	-
(うち新株予約権(株))	(-)	(36.83)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり第1四半期(当期)純 利益の算定に含めなかった潜在株式の 概要		平成16年1月29日開催 の定時株主総会決議による 新株予約権(ストックオ プション)215個、20個、 40個、90個(普通株式365 株)、平成17年1月27日開 催の定時株主総会決議に よる新株予約権(ストック オプション)80個、60個、 30個(普通株式170株)及び 280個(普通株式280株)、 平成18年1月27日開催の 定時株主総会決議による 新株予約権(ストックオプ ション)580個(普通株式 580株)。	新株予約権の数 普通株式 3種類 225個

(重要な後発事象)

<p>前第1四半期会計期間 自 平成17年11月1日 至 平成18年1月31日</p>	<p>当第1四半期会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年1月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日</p>																				
<p>1. 株式会社イプセの人材派遣事業の譲受 当社は、平成18年2月27日に開催の取締役会において、株式会社イプセとの間で、営業の一部を譲り受けることを決議いたしました。</p> <p>(1) 営業譲受けの理由 当社では、大阪センターの移転・拡張に伴い、株式会社イプセの人材派遣事業を譲り受けることにより、西日本エリアの人材派遣事業を強化することいたしました。</p> <p>株式会社イプセは、組織・人事コンサルティング事業を提供しており、また、大阪支社においては人材派遣業及び業務請負による人材アウトソーシングサービスを提供しており、商品説明のコールセンターオペレーターやCADオペレータなどの人材を、大手電気機器メーカーなどに派遣しております。</p> <p>この度の営業譲受けは、同社の大阪支社で提供する派遣事業の全部を譲り受け、同社がもつノウハウと当社販売サポート部門とのシナジーにより、店頭販売サポート業務から電話での商品説明による受注まで、西日本エリアでのサポートサービスを幅広く提供してまいります。</p> <p>また、当社グループは、本件営業譲受けにより新たな顧客と派遣人材を確保することで、今後当社グループがIT関連以外の新しいマーケット・業界に対して幅広く展開するため足がかりとし、中期経営計画「NextStep100」の達成を目指します。</p> <p>(2) 譲渡会社の概要 名称 株式会社イプセ 主な事業 組織・人事コンサルティング事業、有料職業紹介事業、一般労働者派遣事業 設立年月 平成11年10月 代表者 梅村 正義 資本の額 30百万円 従業員数 30名 大株主 梅村正義(93.3%) 当社との関係 該当事項はありません。</p>	<p>1. 当社従業員に対するストック・オプションの発行について 平成19年2月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条、第239条及び平成19年1月26日開催の当社第30期定時株主総会の決議に基づき、当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する事を決議いたしました。</p> <p>(1) スtock・オプションの内容</p> <table border="1" data-bbox="614 705 1019 1489"> <tr> <td>平成19年ストック・オプション</td> <td>平成19年ストック・オプション</td> </tr> <tr> <td>付与対象者の区分及び数</td> <td>当社従業員25名</td> </tr> <tr> <td>ストック・オプションの数(注)</td> <td>普通株式 1,270株</td> </tr> <tr> <td>付与日</td> <td>平成19年3月14日</td> </tr> <tr> <td>権利確定条件</td> <td>付与日(平成19年3月14日)以降、権利確定日(平成21年1月31日)まで継続して勤務していること。</td> </tr> <tr> <td>対象勤務期間</td> <td>2年間(自平成19年2月1日 至平成21年1月31日)</td> </tr> <tr> <td>権利行使期間</td> <td>自平成21年2月1日 至平成29年1月25日</td> </tr> </table> <p>(注)株式数に換算して記載しております。</p>	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	付与対象者の区分及び数	当社従業員25名	ストック・オプションの数(注)	普通株式 1,270株	付与日	平成19年3月14日	権利確定条件	付与日(平成19年3月14日)以降、権利確定日(平成21年1月31日)まで継続して勤務していること。	対象勤務期間	2年間(自平成19年2月1日 至平成21年1月31日)	権利行使期間	自平成21年2月1日 至平成29年1月25日	<p>株式交換による株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの完全子会社化について 当社は、平成18年11月14日開催の当社取締役会において、株式会社ナレッジ・フィールド・サービスを子会社化とするために会社法796条第3項の規定に基づく株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより株式交換契約書を締結いたしました。</p> <p>1. 株式交換の目的 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス(以下「KFS」)のグループ会社化は、当社グループの販売支援サービスの拡大のみならず、従来加賀電子株式会社(本社:東京都文京区、代表取締役社長 塚本勲)の企業グループ内にあった販売支援機能をスリープログループが引き継ぎ、強化拡大した上で加賀電子グループへふたたび提供していくことを主軸に、両社の企業グループ間での連携強化を図ること主眼としております。</p> <p>2. 株式交換する会社の名称、事業内容、規模 (1) 会社名称 : 株式会社ナレッジ・フィールド・サービス (2) 事業内容 : リテール・マーケティング・サービス(販売応援・店舗定期訪問)・人材派遣事業・請負事業 (3) 会社規模 : 資本金 75,000千円</p> <p>3. 株式交換の方法 (1) 株式交換の日程 平成18年11月14日 株式交換契約書承認取締役会 平成18年11月14日 株式交換契約書の締結 平成18年11月21日 株式会社ナレッジ・フィールド・サービスおける株式交換契約書承認株主総会 平成18年12月6日 株式交換期日(効力発生日) 平成18年12月6日 株券交付日</p> <p>(2) 株式交換比率</p> <table border="1" data-bbox="1032 1780 1434 2089"> <tr> <td></td> <td>スリープログループ株式会社(完全親会社)</td> <td>株式会社ナレッジ・フィールド・サービス(完全子会社)</td> </tr> <tr> <td>株式交換比率</td> <td>1</td> <td>0.5825</td> </tr> </table>		スリープログループ株式会社(完全親会社)	株式会社ナレッジ・フィールド・サービス(完全子会社)	株式交換比率	1	0.5825
平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション																					
付与対象者の区分及び数	当社従業員25名																					
ストック・オプションの数(注)	普通株式 1,270株																					
付与日	平成19年3月14日																					
権利確定条件	付与日(平成19年3月14日)以降、権利確定日(平成21年1月31日)まで継続して勤務していること。																					
対象勤務期間	2年間(自平成19年2月1日 至平成21年1月31日)																					
権利行使期間	自平成21年2月1日 至平成29年1月25日																					
	スリープログループ株式会社(完全親会社)	株式会社ナレッジ・フィールド・サービス(完全子会社)																				
株式交換比率	1	0.5825																				

<p>前第1四半期会計期間 自 平成17年11月1日 至 平成18年1月31日</p>	<p>当第1四半期会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年1月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日</p>																																				
<p>(3) 営業譲受の内容 譲受け部門の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般派遣事業 ・有料職業紹介事業 ・IT技術業務請負業 <p>(4) 譲受の時期 平成18年3月1日</p>	<p>(2)ストック・オプションの規模及びその状況</p> <table border="1" data-bbox="614 320 1019 864"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年ストック・オプション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利確定前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期首</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>付与</td> <td>1,270</td> </tr> <tr> <td>失効</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>権利確定</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未確定残</td> <td>1,270</td> </tr> <tr> <td>権利確定後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期首</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>権利確定</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>権利行使</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>失効</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未行使残</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法</p> <p>当第1四半期会計期間末において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。</p> <p>使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション</p> <table border="1" data-bbox="614 1249 1019 1568"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年ストック・オプション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株価変動性(1)</td> <td>41.5%</td> </tr> <tr> <td>予想残存期間(2)</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>予想配当(3)</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>無リスク利率(4)</td> <td>1.251%</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年ストック・オプション	権利確定前		期首	-	付与	1,270	失効	-	権利確定	-	未確定残	1,270	権利確定後		期首	-	権利確定	-	権利行使	-	失効	-	未行使残	-		平成19年ストック・オプション	株価変動性(1)	41.5%	予想残存期間(2)	6年	予想配当(3)	1,000円	無リスク利率(4)	1.251%	<p>(注) 株式の割当比率 株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの株式1株に対し、当社株式0.5825株を割り当て交付いたします。</p> <p>株式交換比率の算定根拠 当社が算定依頼した第三者機関である公認会計士柳澤・浅野会計事務所から提示された株式交換比率案を参考に、当社と株式会社ナレッジ・フィールド・サービスは、株式交換比率について総合的な検討と協議をそれぞれ重ねた結果、結論の交換比率といたしました。</p> <p>第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠 公認会計士柳澤宏之は、非上場会社である株式会社ナレッジ・フィールド・サービスについて、同社から提出された諸資料に基づき企業評価を行い、DCF方式による株価算定を行いました。また、上場会社である当社については市場価格方式により株価算定を行いました。これらを参考に株式交換比率案を算定いたしました。</p> <p>株式交換により交付する株式数 普通株式 466株 (自己株式253株 新株213株)</p> <p>(3) 株式会社ナレッジ・フィールド・サービスの株主総会において、新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。</p> <p>4. 株式交換の効力発生日 平成18年12月6日</p> <p>2. 当社役員に対するストックオプションの付与について</p> <p>当社は、平成19年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条第1項の規定に基づき、ストックオプションを目的として発行する新株予約権の発行について決議致しました。</p> <p>1. 当社の取締役、監査役にストックオプションとして新株予約権を発行することを必要とする理由及び報酬額の上限</p> <p>当社取締役の当社に対する業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、当社監査役の適正な監査に対する意識を高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、報酬として新株予約権を取締役に対し年額3,000万円、監査役に対し年額1,000万円の範囲で付与。</p>
	平成19年ストック・オプション																																					
権利確定前																																						
期首	-																																					
付与	1,270																																					
失効	-																																					
権利確定	-																																					
未確定残	1,270																																					
権利確定後																																						
期首	-																																					
権利確定	-																																					
権利行使	-																																					
失効	-																																					
未行使残	-																																					
	平成19年ストック・オプション																																					
株価変動性(1)	41.5%																																					
予想残存期間(2)	6年																																					
予想配当(3)	1,000円																																					
無リスク利率(4)	1.251%																																					

<p>前第1四半期会計期間 自 平成17年11月1日 至 平成18年1月31日</p>	<p>当第1四半期会計期間 自 平成18年11月1日 至 平成19年1月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日</p>
	<p>主な基礎数値及び見積方法</p> <p>1. 3年6ヶ月(平成15年12月から平成18年12月まで)の株価実績に基づき算定した。</p> <p>2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。</p> <p>3. 平成18年10月期の配当実績によります。</p> <p>4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。</p> <p>3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。</p> <p>4. 第1四半期財務諸表への影響額 ストック・オプション制度による株式報酬費用 - 百万円</p>	<p>2. 新株予約権の要領</p> <p>(1)新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役及び監査役</p> <p>(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式1,500株を上限とする。 新株予約権1個の目的となる株式の数は1株とする。 ただし、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。 ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当社が他社との合併後継続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>(3)発行する新株予約権の総数 1,500個を上限とする。</p> <p>(4)新株予約権の払込金額の下限 新株予約権発行の取締役会決議において、適正な評価方法により算定した公正価格を払込金額とするが、その下限は、10,000円とする</p> <p>(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均価格とする。ただし、当該価格が新株予約権を発行する日の終値を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。</p>

<p>前第 1 四半期会計期間 自 平成17年11月 1 日 至 平成18年 1 月31日</p>	<p>当第 1 四半期会計期間 自 平成18年11月 1 日 至 平成19年 1 月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月 1日 至 平成18年10月31日</p>
		<p>なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）、次の算式により払込価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。</p> <p>また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる</p> $\frac{\text{既発行 新規 1 株当た 株式数} + \text{発行} \times \text{払込金額}}{\text{株式数}}$ <p>調整 調整 新株式発行前の価額 後払 = 前払 × $\frac{\text{払込 払込 既発行} + \text{新規発行}}{\text{額 額 株式数}} \times \text{による増 加株式数}$</p> <p>上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。</p> <p>(6)新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日から 6 年以内とする。</p> <p>(7)新株予約権の行使条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、監査役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。</p>

<p>前第 1 四半期会計期間 自 平成17年11月 1 日 至 平成18年 1 月31日</p>	<p>当第 1 四半期会計期間 自 平成18年11月 1 日 至 平成19年 1 月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月 1日 至 平成18年10月31日</p>
		<p>新株予約権の相続は認めない。</p> <p>その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由及び条件 平成19年 1 月26日から平成21年 1 月25日まで、終値が募集事項決定の取締役会で決議した取得基準価格を下回ったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認可決されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(9)組織再編時の新株予約権交付に関する事項 当社が会社法第236条第 1 項第 8 号イからホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。</p> <p>なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。</p> <p>(10)新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。</p> <p>(11)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p>

<p>前第 1 四半期会計期間 自 平成17年11月 1 日 至 平成18年 1月31日</p>	<p>当第 1 四半期会計期間 自 平成18年11月 1 日 至 平成19年 1月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月 1日 至 平成18年10月31日</p>
		<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(12)募集事項の決定の委任等</p> <p>上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び割当に関する細目事項については、平成19年1月26日から平成20年1月25日までの間に取締役会の決議により決定するものとする。</p> <p>3. 当社従業員に対するストックオプションの付与について</p> <p>当社は、平成19年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条第1項の規定に基づき、ストックオプションを目的として発行する新株予約権の発行について決議致しました。</p> <p>1. 当社従業員にストックオプションとして新株予約権を発行することを必要とする理由</p> <p>当社従業員の当社に対する業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的とし、下記の要領により、ストックオプションとして、新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。</p> <p>2. 新株予約権の要領</p> <p>(1)新株予約権の割当を受ける者 当社の従業員</p> <p>(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式1,500株を上限とする。 新株予約権1個の目的となる株式の数は1株とする。</p> <p>ただし、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>

<p>前第 1 四半期会計期間 自 平成17年11月 1 日 至 平成18年 1 月31日</p>	<p>当第 1 四半期会計期間 自 平成18年11月 1 日 至 平成19年 1 月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月 1日 至 平成18年10月31日</p>
		<p>また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>(3)発行する新株予約権の総数 1,500個を上限とする。</p> <p>(4)新株予約権の払込金額 新株予約権発行の取締役会決議において、適正な評価方法により算定した公正価格を払込金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条2項の規定に基づき、金銭の払い込みに代えて従業員が当社に対して有する給与債権と相殺するものとする。</p> <p>(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均価格とする。ただし、当該価格が新株予約権を発行する日の終値を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後 払込金額} = \frac{\text{調整前 払込金額} \times 1}{\text{分割・合併の比率}}$ <p>また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>

<p>前第 1 四半期会計期間 自 平成17年11月 1 日 至 平成18年 1 月31日</p>	<p>当第 1 四半期会計期間 自 平成18年11月 1 日 至 平成19年 1 月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月 1日 至 平成18年10月31日</p>
		<p>既発行 新規 1 株当た 株式数 + 発行 × 払込金額 株式 数</p> <p>調整 調整 新株式発行前の価額 後払 = 前払 × 込価 込価 既発行 + 新規発行 額 額 株式数 による増 加株式数</p> <p>上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。</p> <p>さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は払込金額を適切に調整することができるものとする。</p> <p>(6)新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日から 10 年以内とする。</p> <p>(7)新株予約権の行使条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権の相続は認めない。</p> <p>その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(8)新株予約権の取得事由及び条件 平成19年 1 月26日から平成21年 1 月25日まで、終値が募集事項決定の取締役会で決議した取得基準価格を下回ったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>

<p>前第 1 四半期会計期間 自 平成17年11月 1 日 至 平成18年 1 月31日</p>	<p>当第 1 四半期会計期間 自 平成18年11月 1 日 至 平成19年 1 月31日</p>	<p>前事業年度 自 平成17年11月 1日 至 平成18年10月31日</p>
		<p>当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案が株主総会で承認可決されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(9)組織再編時の新株予約権交付に関する事項</p> <p>当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イからホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。</p> <p>なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数及び払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。</p> <p>(10)新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。</p> <p>(11)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(12)募集事項の決定の委任等</p> <p>上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び割当に関する細目事項については、平成19年1月26日から平成20年1月25日までの間に取締役会の決議により決定するものとする。</p>

(2)その他

該当事項はありません。